

# TOPICS



「大学無償化」の対象は住民税非課税世帯の国立大生のみ。準ずる対象にも該当しないようなら、今後も家庭での教育資金準備は欠かせない。

## 進学をあきらめない！ 「高等教育の修学支援新制度」は 授業料減免と給付奨学金の2本立て

「無償」になるのは一握り  
制度を理解して学生を支援

支援は割引と給付の  
2本立て

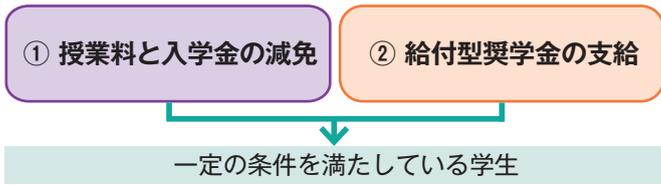
一時期よく聞かれた「大学の授業料無償化」という言葉は、すでに過去のものとなりました。「高等教育の負担軽減」を経て、現在は「高等教育の修学支援新制度」という名称になっています。

詳しくは後述しますが、授業料が無償になる学生がいることは事実です。ただ、大學生の全員が対象にはなりませんし、対象になっても授業料が割引になるだけでタダにならない学生もいます。貯蓄が進学費用に追い付かない保護者が、これでわが子も大学へ行けると喜んだのに、後から違うとわかってがっかりしていました。誤解を招きかねない「無償化」の文字がなくなっただけでインパクトもなくなりましたが、制度の理解のためには適切だったと言えるでしょう。この制度は、学費がタダになるというものではなく、高等教育を受ける学生の学費と生活費の一部を支援するものと理解するといいでしよう。

制度の名称に「高等」とあっても、対象となる学校の中に高等学校は含まれていません。高等学校は中等教育の範囲だからです。高等教育は高等学校卒業後の学校を指し、大学・短期大学・専修学校専門課程（専門学校）・高等専門学校（高専）4年次以上がこの制度の対象です。

制度の目的は、高等教育を受けたという強い希望を持つにもかかわらず、経済的な理由で断念せざるを得ない低所得家庭の学生の進学を支援することです。高等教育を受けた人はそうでない人

【図表1】高等教育の修学支援新制度イメージ



らいふでざいん菅原  
おふいす代表  
菅原 直子

【すがわら・なおこ】  
教育資金コンサルタント、  
ファイナンシャルプランナー。学校や地方自治体、  
企業等で子育て世帯にかかせないお金の知識をわかりやすく解説。

減免額は4年間で  
最大300万円超

減免の対象は、入学金と授業料です。国立大学の減免上限額は、入学金28万2000円、授業料年額53万5800円。私立大学は入学金26万円、授業料年額70万円です。減免上限額が4年間適用される私立大学生の場合、306万円（Ⅱ入学金26万円＋授業料70万円×4年間）を納めずにすむのです。

「上限額」は、住民税非課税世帯の学生に適用されます。住民税は非課税ではないけれど、それに準ずる第Ⅱ区分の学生は上限額の3分の2、第Ⅲ区分は3分の1が減免になります。

【図表2】第I区分の減免上限額と奨学金給付額 (単位：円)

昼間制		減免上限額		奨学金給付額		
		授業料 (年額)	入学金 (1回のみ)	住まい	月額	年額 (参考)
大学	国公立	535,800	282,000	自宅	29,200	350,400
				自宅外	66,700	800,400
	私立	700,000	260,000	自宅	38,300	459,600
				自宅外	75,800	909,600
短大	国公立	390,000	169,200	自宅	29,200	350,400
				自宅外	66,700	800,400
	私立	620,000	250,000	自宅	38,300	459,600
				自宅外	75,800	909,600
専門学校	国公立	166,800	70,000	自宅	29,200	350,400
				自宅外	66,700	800,400
	私立	590,000	160,000	自宅	38,300	459,600
				自宅外	75,800	909,600

国立大学の減免上限額は、法律で定められている入学金および授業料の標準額と同額に設定されています。そのため、住民税非課税世帯の国立大学生は、納めるべき授業料等と減免される金額が同じになり、自己負担は差し引きゼロになります。これが「無償」のケースです。

ただし、無償になるのは、大学側が設定する入学金と授業料が標準額であることが前提条件です。国立大学は、法律で定める標準額の2割増しまで値上げしているの

で、標準額よりも高い授業料だと無償にはなりません。

東京芸術大学は2019年度以降入学者の入学金と授業料を2割増いっぱいので、減免上限額に該当する学生の場合は4年間で約49万円の自己負担が残ります。

私立大学は、授業料以外の学校納付金があり、施設設備費等は制度の対象外です。第I区分に該当する学生の場合、在席する大学の授業料が50万円で施設設備費が20万円とすると、減免になるのは授業料の50万円のみ。学校所定の授業料が減免上限額を下回るとき、余った金額が授業料以外の学校納付金に充当されたり、学生に支給されることはありません。

### 給付型奨学金の担当は日本 学生支援機構で、学校が窓口

授業料全額が減免となった学生が、学生生活を悠々と送れるとは限りません。授業面では教科書代やパソコン代、通学費がかかりますし、生活費も必要です。学ぶ時間を差し引くとアルバイトする時間は限られ、十分に稼ぐことはままならないはず。

学業を修めるために必要とする、授業料以外のお金をサポートするのが給付型奨学金で、日本学生支援機構が担当します。学生の手続き窓口になるのは、大学進学前は

高校で、大学進学後は大学です。給付額は、国公私立の別と住まい、世帯の家計基準で決まっています。

【図表2】は非課税世帯である第I区分の減免上限額と奨学金給付額です。第II区分の減免額と給付額は第I区分の3分の2、第III区分は3分の1になります。

### 選考基準は本人の学力と 世帯の家計

高等教育の修学支援新制度は、本人の学力が一定基準以上であることと、世帯の家計が一定基準以下であることを求めています。

大学進学前に申し込む場合の学力基準は、高校等の成績が5段階評価で3・5以上であること。または、学習意欲が高校等で確認されることです。

家計基準は、【図表3】のように収入と資産両方の基準を満たしていることが必要です。資産基準額に含めるのは現金や預貯金、有価証券などで、不動産は含みません。証明書の提出は不要ですが、虚偽申告していない旨の誓約書を提出します。

### 貸与型奨学金との合わせ技 には制限あり

授業料等が減免され奨学金を給付されても、学生生活を送るにはまだお金が足りないということはありません。学生生活の資金不

【図表3】家計基準(収入基準・資産基準)イメージ

<4人家族(本人・両親・中学生)で給与所得者1名のみ  
の場合の年間収入目安>



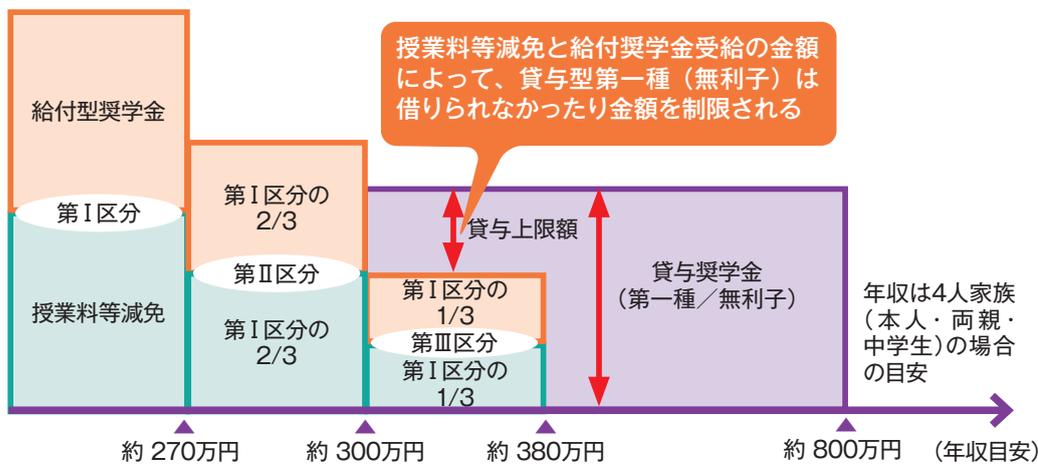
\*1 ふるさと納税、住宅ローン控除等の税額控除の適用を受けている場合、各区分に該当しない場合あり  
\*2 支給額算定基準額 = 課税標準額×6% - (調整控除額 + 調整額)

足を補つ制度として貸与型奨学金を検討する学生も少なくありません。給付型奨学金を担当する日本学生支援機構では、無利子の第一種奨学金と有利子の第二種奨学金の利用も可能です。有利子の第二種は月額2〜12万円の範囲で希望する額を借りることができ、将来の返済については十分な考慮が必要ですが、制度上の制限は特にありません。しかし、無利子の第一種については「中間所得層との支援バランスの観点」から貸与額が制限されます【図表4】。第一種奨学金の貸与上限額から、1か月あたりの授業料減免額と給付奨学金支給額を差し引いたものが、第一種奨学金として借りられる額になります。

しっかり学ばないと  
支援打ち切りや返還も

高等教育の修学支援新制度の対象になると、原則、大学等の正規の修学期間の最後まで支援を受けることができず、4年制の大学であれば4年間の支援が約束されるのです。ただ、出席率や成績が悪いと学習意欲が低いとみなされて支援が打ち切られたり、場合によってはそれまでの減免額や給付額の返還を求められることも。支援を受け続けるには、しっかりと勉強することです。

【図表4】修学支援を受けた場合の無利子奨学金の額の調整



新型コロナウイルスの影響で、学費や生活費のためのアルバイト収入が激減した学生のための「緊急特別無利子貸与型奨学金」が創設されました。令和3年3月末までの支援です。無利子とは言い、将来返還

例：大学	第一種(無利子)貸与上限額	第I区分：非課税世帯(減免・給付 満額支援)				第III区分：準ずる世帯(減免・給付 1/3支援)				
		減免額	給付額	減免+給付合計	利用可能額	減免額	給付額	減免+給付合計	利用可能額	
国公立	自宅	45,000	44,700	29,200	73,900	0	14,900	9,800	24,700	20,300
	自宅外	51,000	44,700	66,700	111,400	0	14,900	22,300	37,200	13,800
私立	自宅	54,000	58,400	38,300	96,700	0	19,500	12,800	32,300	21,700
	自宅外	64,000	58,400	75,800	134,200	0	19,500	25,300	44,800	19,200

授業料等減免または給付型奨学金の支給を受けた場合の無利子奨学金の額(調整後) = 無利子奨学金の貸与上限額(調整前) - 授業料の減免上限額/1か月あたり + 給付型奨学金の支給額

の義務は生じるので安易にお勧めするものではありませんが、経済的事情による退学を回避する手段として検討してはいかがでしょうか。